

認定審査会に関する演習 ～介護支援専門員過去問題からの抜粋～

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

問

要介護認定にかかる主治医意見書における
「認知症の中核症状」の項目として正しい
ものはどれか。2つ選べ。

1. 自分の意志の伝達能力
2. 徘徊
3. 幻覚・幻聴
4. 短期記憶
5. 妄想

解答

問

要介護認定にかかる主治医意見書における「認知症の中核症状」の項目として正しいものはどれか。2つ選べ。

1. **自分の意志の伝達能力**
2. 徘徊
3. 幻覚・幻聴
4. **短期記憶**
5. 妄想

問

介護認定について正しいものはどれか。2つ選べ。

1. 要介護認定等基準時間は、実際の介護時間とは異なる。
2. 要介護認定等基準時間は、同居家族の有無によって異なる。
3. 要介護認定等基準時間の算出根拠は、1分間タイムスタディである。
4. 指定居宅介護支援事業者は、新規認定の調査を行える。
5. 認定調査票の特記事項は、一次判定で使用する。

解答

問

介護認定について正しいものはどれか。
2つ選べ。

1. 要介護認定等基準時間は、実際の介護時間とは異なる。
2. 要介護認定等基準時間は、同居家族の有無によって異なる。
3. 要介護認定等基準時間の算出根拠は、1分間タイムスタディである。
4. 指定居宅介護支援事業者は、新規認定の調査を行える。
5. 認定調査票の特記事項は、一次判定で使用する。

問

介護認定について正しいものはどれか。
3つ選べ。

1. 一次判定は市町村が行い、二次判定は都道府県が行う。
2. 介護認定審査会は、都道府県が定める基準に従い、審査判定を行う。
3. 一次判定で非該当となった者についても、二次判定を行う。
4. 第2号被保険者の二次判定では、要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものかどうかを審査する。
5. 介護認定審査会は、被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養について、市町村に意見を述べるができる。

解答

問

介護認定について正しいものはどれか。
3つ選べ。

1. 一次判定は市町村が行い、二次判定は都道府県が行う。
2. 介護認定審査会は、都道府県が定める基準に従い、審査判定を行う。
3. 一次判定で非該当となった者についても、二次判定を行う。
4. 第2号被保険者の二次判定では、要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものかどうかを審査する。
5. 介護認定審査会は、被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養について、市町村に意見を述べるができる。

問

介護認定審査会について正しいものはどれか。
3つ選べ。

1. 審査及び判定の結果を申請者に通知する。
2. 委員は、要介護者等の保険、医療または福祉に関する学識経験を有する者のうちから任命される。
3. 要介護認定の有効期間を定める。
4. 必要があると認める時は、主治の医師の意見を聴くことができる。
5. 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

解答

問

介護認定審査会について正しいものはどれか。
3つ選べ。

1. 審査及び判定の結果を申請者に通知する。
2. 委員は、要介護者等の保険、医療または福祉に関する学識経験を有する者のうちから任命される。
3. 要介護認定の有効期間を定める。
4. 必要があると認める時は、主治の医師の意見を聴くことができる。
5. 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

問

介護認定に係る主治医意見書について正しいものはどれか。3つ選べ。

1. 主治医意見書の項目には、社会生活への適応が含まれる。
2. 主治医意見書の項目には、認知症の中核症状が含まれる。
3. 主治医意見書の項目には、サービス利用による生活機能の維持・改善の見通しが含まれる。
4. 介護認定審査会に通知される。
5. 要介護認定を受けようとする被保険者は、申請書に添付しなければならない。

問

介護認定に係る主治医意見書について正しいものはどれか。3つ選べ。

解答

1. 主治医意見書の項目には、社会生活への適応が含まれる。
2. 主治医意見書の項目には、認知症の中核症状が含まれる。
3. 主治医意見書の項目には、サービス利用による生活機能の維持・改善の見通しが含まれる。
4. 介護認定審査会に通知される。
5. 要介護認定を受けようとする被保険者は、申請書に添付しなければならない。

問

介護認定について正しいものはどれか。2つ選べ。

1. 更新認定の申請ができるのは、原則として、有効期間満了日の30日前からである。
2. 新規認定の効力は、申請日にさかのぼって生ずる。
3. 介護認定審査会は、申請者が利用できる介護サービスの種類を指定することができる。
4. 要介護認定の処分の決定が遅れる場合の処理見込み期間の通知は、申請日から60日以内に行わなければならない。
5. 市町村が特に必要と認める場合には、新規認定の有効期間を3月から12月間までの範囲内で定めることができる。

解答

問

介護認定について正しいものはどれか。
2つ選べ。

1. 更新認定の申請ができるのは、原則として、有効期間満了日の30日前からである。
2. **新規認定の効力は、申請日にさかのぼって生ずる。**
3. 介護認定審査会は、申請者が利用できる介護サービスの種類を指定することができる。
4. 要介護認定の処分の決定が遅れる場合の処理見込み期間の通知は、申請日から60日以内に行わなければならない。
5. **市町村が特に必要と認める場合には、新規認定の有効期間を3月から12月間までの範囲内で定めることができる。**